

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
28	2	2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「実願○○○○－○○○ ○○○」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案 登録出願の番号及び年月日を記載し、特許法第46条第2項の規定による出願の 変更をするときは、「【出願番号】」には「意願○○○○－○○○○○○○」、「 【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号 及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは 、「【出願日】」には、「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように もとの実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番 号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、もとの 国際実用新案登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【 出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「PCT／○○○○／○○○○」 のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の 区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載し、特許法第46条第2項の規定 による出願の変更をするときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出 の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載する。 <u>もとの意匠 法第60条の6第3項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」 という。）についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】 」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように意 匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日 】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「－」のようにハイフンを記載し 、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際 登録番号DM／○○○○○○○、意匠番号○○○」のように意匠法第60条の6第 1項に規定する国際登録の番号と意匠の番号を記載する。</u>	2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「実願○○○○－○○○ ○○○」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案 登録出願の番号及び年月日を記載し、特許法第46条第2項の規定による出願の 変更をするときは、「【出願番号】」には「意願○○○○－○○○○○○○」、「 【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号 及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは 、「【出願日】」には、「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように もとの実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番 号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、もとの 国際実用新案登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【 出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「PCT／○○○○／○○○○」 のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の 区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載し、特許法第46条第2項の規定 による出願の変更をするときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出 の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載する。
	3	3 <u>もとの出願が国際意匠登録出願にあつては、「【特許出願人】」の欄の「【 住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、意匠法 第60条の6第3項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記</u>	（新設）

	<u>載された文字と同一の文字を記載する。また、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。</u>	
4・5	<u>4・5</u> （略）	<u>3・4</u> （略）

実用新案法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
2	2	2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「特願○○○○－○○○○○○○」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願番号】」には「意願○○○○－○○○○○○○」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「【出願番号】」には「実願○○○○－○○○○○○○」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案登録願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載し、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、もとの国際出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」又は「実用新案登録」と記載する。<u>もとの意匠法第60条の6第3項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）</u>についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように<u>意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】</u>	2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「特願○○○○－○○○○○○○」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願番号】」には「意願○○○○－○○○○○○○」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「【出願番号】」には「実願○○○○－○○○○○○○」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案登録願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載し、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、もとの国際出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」又は「実用新案登録」と記載する。

		<u>」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「－」のようにハイフンを記載し、 「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登 録番号DM／〇〇〇〇〇〇、意匠番号〇〇〇」のように意匠法第60条の6第1 項に規定する国際登録の番号と意匠の番号を記載する。</u>	
3	3	<u>もとの出願が国際意匠登録出願にあつては、「【実用新案登録出願人】」の 欄の「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて 、意匠法第60条の6第3項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という 。）に記載された文字と同一の文字を記載する。また、「【氏名又は名称】」 の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された 文字と同一の文字を記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を 設けるものとする。</u>	（新設）
4・ 5	<u>4・5</u>	（略）	<u>3・4</u> （略）

意匠法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
1	5	5 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願○○○○—○○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。 <u>国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日（以下「国際登録の日」という。）の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「【代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。</u>	5 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願○○○○—○○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
	6	6 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。 <u>国際登録の名義人にあつては、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」及び「【住所又は居所原語表記】」の欄は設けるには及ばない。</u>	6 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
	9	9 「【氏名又は名称】」は自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。 <u>国際登録の名義人にあつては、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法人にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【代表者】」の欄を設ける。）。</u>	9 「【氏名又は名称】」は自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。
	11	11 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行う	11 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行う

1 の 2	ときは、「【氏名又は名称】」(国際登録の名義人にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」)の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。 様式第1の2(第1条の3関係) 【書類名】 新規性喪失の例外適用申請書 【特記事項】 意匠法第60条の7の規定により意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願 (【提出日】 平成 年 月 日) 【あて先】 特許庁長官 殿 【事件の表示】 【出願番号】 【意匠登録出願人】 【住所又は居所】 【住所又は居所原語表記】 【氏名又は名称】 【氏名又は名称原語表記】 【代理人】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【提出物件の目録】 【物件名】 〔備考〕 1 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願○○○○—○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「【代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。 2 2 「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」	ときは、「【氏名又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。 (新設)
-----------------------------	--	---

		(法人にあつては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、意匠登録出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。	
3	3	「【意匠登録出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。 【意匠登録出願人】 【住所又は居所】 【住所又は居所原語表記】 【氏名又は名称】 【氏名又は名称原語表記】 【意匠登録出願人】 【住所又は居所】 【住所又は居所原語表記】 【氏名又は名称】 【氏名又は名称原語表記】	
4	4	代理人による場合は本人の印(本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄並びに印)は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。	
5	5	「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。 【代理人】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【代理人】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】	
6	6	その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、9、11、13及び16から20までと同様とする。	
2	7	意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、「【あて先】」の欄の次に「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願日】」の欄を設けて「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように本	意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、「【あて先】」の欄の次に「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願日】」の欄を設けて「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように本

		意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠の意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。<u>本意匠の意匠登録出願が国際意匠登録出願である場合は、「【出願日】」の欄に「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の国際登録の日の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、「－」のようにハイフンを記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように本意匠の国際登録の番号と意匠の番号を記載する。</u>ただし、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されているときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の欄を設けて「意願○○○○－○○○○○○○」のように本意匠の意匠登録出願の番号を記載し、「【出願日】」及び「【整理番号】」の欄は設けるには及ばない。<u>また、「【その他】」の欄に本意匠の国際登録の番号と意匠の番号を記載するには及ばない。</u>この場合において、本意匠の意匠登録の番号を知ったときは、「【出願番号】」の欄に代えて「【登録番号】」の欄を設け、「意匠登録第○○○○○○○号」のように本意匠の意匠登録の番号を記載することができる。	意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠の意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。ただし、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されているときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の欄を設けて「意願○○○○－○○○○○○○」のように本意匠の意匠登録出願の番号を記載し、「【出願日】」及び「【整理番号】」の欄は設けるには及ばない。この場合において、本意匠の意匠登録の番号を知ったときは、「【出願番号】」の欄に代えて「【登録番号】」の欄を設け、「意匠登録第○○○○○○○号」のように本意匠の意匠登録の番号を記載することができる。
38	38	第2条第6項の規定により産業技術力強化法第19条の規定による特定研究開発等成果に係る意匠登録を受けようとする出願であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（平成○年度、○○省、○○委託事業、産業技術力強化法第19条の適用を受けるもの）」又は「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（平成○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第19条の適用を受けるもの）」のように記載する（備考28により「【その他】」の欄に特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約の旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。	第2条第5項の規定により産業技術力強化法第19条の規定による特定研究開発等成果に係る意匠登録を受けようとする出願であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（平成○年度、○○省、○○委託事業、産業技術力強化法第19条の適用を受けるもの）」又は「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（平成○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第19条の適用を受けるもの）」のように記載する（備考28により「【その他】」の欄に特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約の旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
3	1	1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「意願○○○○－○○○○○○○」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。<u>もとの国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出</u>	1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「意願○○○○－○○○○○○○」、「【出願日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。

		願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「－」のようにハイフンを記載し、「【代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。	
2	2	もとの出願が国際意匠登録出願にあつては、「【意匠登録出願人】」の欄の「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する。また、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。	(新設)
3・4	3・4	(略)	2・3 (略)
4	3	3 その他は、様式第2の備考並びに様式第3の備考3と同様とする。	3 その他は、様式第2の備考並びに様式第3の備考2と同様とする。
5	3	3 その他は、様式第2の備考並びに様式第3の備考2及び3と同様とする。	3 その他は、様式第2の備考並びに様式第3の備考2と同様とする。
9	1	1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願○○○○—○○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号の通知がされていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「－」のようにハイフンを記載し、「【代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。審判に係属中のものについては「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服○○○○—○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないと	1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願○○○○—○○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号の通知がされていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。審判に係属中のものについては「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服○○○○—○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に、出願の番号を記載する。

		きは、「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に出願の番号を記載する。	
6	6	その他は、様式第1の備考 <u>6</u> 、 <u>9</u> 、15、様式第2の備考1から4まで、13、15、17、21から23まで及び32から36までと同様とする。	6 その他は、様式第1の備考9、15、様式第2の備考1から4まで、 <u>10</u> 、13、15、17、21から23まで及び32から36までと同様とする。
10	2	<u>2</u> 「【氏名又は名称】」は自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。	(新設)
3・4	3・4	<u>3・4</u> (略)	<u>2・3</u> (略)
5	5	<u>5</u> その他は、様式第1の備考15、様式第2の備考1から4まで、10、13、15、17、21、23及び32から36まで並びに様式第3の備考 <u>3</u> と同様とする。	<u>4</u> その他は、様式第1の備考 <u>9</u> 、 <u>15</u> 、様式第2の備考1から4まで、10、13、15、17、21、23及び32から36まで並びに様式第3の備考 <u>2</u> と同様とする。
11	6	6 その他は、様式第1の備考 <u>6</u> 、 <u>9</u> 、10、15及び20、様式第2の備考1から <u>4</u> まで、13、17、21から23まで及び32から36まで並びに様式第9の備考2と同様とする。	6 その他は、様式第1の備考 <u>9</u> 、10、15及び20、様式第2の備考1から <u>4</u> まで、 <u>10</u> 、13、17、21から23まで及び32から36まで並びに様式第9の備考2と同様とする。
12	9	9 その他は、様式第1の備考 <u>6</u> 、 <u>9</u> 及び10、様式第2の備考1から <u>5</u> まで、11、13、17、21、23、26、27及び33から37まで並びに様式第3の備考 <u>3</u> と同様とする。この場合において、様式第2の備考27中「出願」とあるのは「審判」と読み替えるものとする。	9 その他は、様式第1の備考 <u>9</u> 及び10、様式第2の備考1から <u>5</u> まで、 <u>10</u> 、11、13、17、21、23、26、27及び33から37まで並びに様式第3の備考 <u>2</u> と同様とする。この場合において、様式第2の備考27中「出願」とあるのは「審判」と読み替えるものとする。
14	2	2 「【事件の表示】」の「【出願番号】」の欄には、「意願○○○○—○○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号の通知がされていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。 <u>国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○</u>	2 「【事件の表示】」の「【出願番号】」の欄には、「意願○○○○—○○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号の通知がされていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。審判に係属中のものについては「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け「不服○○○○—○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載し、かつ「【出願番号】」の欄に意匠登録出願の番号を記

、意匠番号〇〇〇」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。国際登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【出願日】」とし「平成何年何月何日提出の国際登録出願」のように出願の年月日を記載する。審判に係属中のものについては「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け「不服〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載し、かつ「【出願番号】」の欄に意匠登録出願の番号を記載する。

3 3 「【補正をする者】」の欄の「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」に国際登録出願の出願人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載するときは、国際登録出願に記載された文字と同一の文字を記載する。

4～ 4～8 （略）

8

9 9 通常在意匠登録出願（関連意匠の意匠登録出願以外の意匠登録出願をいう。以下同じ。）を関連意匠の意匠登録出願に補正するときは、次の要領で記載する。

イ～ハ （略）

ニ 「【補正の内容】」の欄には、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」の欄を設けて「意願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇」のように本意匠に係る意匠登録出願の番号を記載するか、又は「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【登録番号】」の欄を設けて「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように本意匠に係る意匠登録の番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願日】」の欄を設けて「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠に係る意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠に係る意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠に係る国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM／〇〇〇〇〇〇〇、意匠番号〇〇〇」のように本

載する。

（新設）

3～7 （略）

8 8 通常在意匠登録出願（関連意匠の意匠登録出願以外の意匠登録出願をいう。以下同じ。）を関連意匠の意匠登録出願に補正するときは、次の要領で記載する。

イ～ハ （略）

ニ 「【補正の内容】」の欄には、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」の欄を設けて「意願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇」のように本意匠に係る意匠登録出願の番号を記載するか、又は「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【登録番号】」の欄を設けて「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように本意匠に係る意匠登録の番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願日】」の欄を設けて「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠に係る意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠に係る意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。

		<u>意匠に係る国際登録の番号と意匠の番号を記載する。</u>	
10	10	(略)	9 (略)
11	11	図面を補正するときは、全図、「【○○図】」又は「【○. ○】」を単位として補正しなければならない。	10 図面を補正するときは、全図又は「【○○図】」を単位として補正しなければならない。
12～15	12～15	(略)	11～14 (略)
16	16	その他は、様式第1の備考6、9及び15、様式第2の備考1から4まで、13、15、17、21から23まで及び32から36まで並びに様式第11の備考4と同様とする。	15 その他は、様式第1の備考9及び15、様式第2の備考1から4まで、10、13、15、17、21から23まで及び32から36まで並びに様式第11の備考4と同様とする。
15	2	<u>2 「住所（居所）」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。国際登録の名義人にあつては、「住所（居所）」の次に「住所（居所）原語表記」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する。国際登録出願の出願人にあつては、国際登録出願に記載された文字と同一の文字を記載する。</u>	(新設)
	3	<u>3 「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。国際登録の名義人にあつては、「氏名（名称）」の次に「氏名（名称）原語表記」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法人にあつては、「氏名（名称）原語表記」の次に「代表者」の欄を設ける。）。国際登録出願の出願人にあつては、国際登録出願に記載された文字と同一の文字を記載する。</u>	2 「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。 (新設)
4～7	4～7	(略)	3～6 (略)
8	8	その他は、様式第13の備考1から3まで、11及び13から16までと同様とする。	7 その他は、様式第13の備考1から3まで、6、11及び13から16までと同様とする。
16	3	<u>3 「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。</u>	(新設)
	4	<u>4 その他は、様式第13の備考1から3まで、6、11及び13から15まで並びに様式第15の備考1及び4と同様とする。</u>	3 その他は、様式第13の備考1から3まで、6、11及び13から15まで並びに様式第15の備考1から3までと同様とする。

19の 2		様式第19の2 (第18条の6関係)	様式第19の2 (第18条の4関係)
	1	<u>1 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。</u>	(新設)
	2～5	<u>2～5 (略)</u>	<u>1～4 (略)</u>
	6	<u>6</u> その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、11及び13から20まで、様式第2の備考12並びに様式第10の備考2と同様とする。この場合において、様式第2の備考12中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、「意匠登録出願人」とあるのは「意匠権者」と読み替えるものとする。	<u>5</u> その他は、様式第1の備考1から4まで、6から11まで及び13から20まで並びに様式第2の備考12と同様とする。この場合において、様式第2の備考12中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、「意匠登録出願人」とあるのは「意匠権者」と読み替えるものとする。
20	11	<u>11</u> その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、11及び13から20まで、様式第10の備考2並びに様式第19の2の備考1と同様とする。	<u>11</u> その他は、様式第1の備考1から4まで、6から11まで及び13から20までと同様とする。
20の 2		<u>様式第20の2 (第18条の3関係)</u> <u>意匠法第26条の2第1項の規定による請求に基づく国際登録を基礎とした意匠権の移転があつたことによる意匠登録証交付請求書</u> (平成 年 月 日) 特許庁長官 殿 <u>1 意匠登録番号</u> <u>2 意匠権者</u> <u>住所(居所)</u> (電話又はファクシミリの番号) 氏名(名称) ⑩ (国籍) <u>3 代理人</u> <u>住所(居所)</u> (電話又はファクシミリの番号) 氏名(名称) ⑩ <u>4 国際事務局へ国際登録の所有権の変更を申請した日</u> <u>5 添付書類の目録</u> <u>(1) 意匠法第26条の2第1項の規定による請求に基づく意匠権の移転を証明</u>	(新設)

		する書面 1 通 (2) (通) 〔備考〕	
	1	1 「（電話又はファクシミリの番号）」は、意匠権者又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。	
	2	2 「国際事務局へ名義変更を申請した日」の欄には、「平成何年何月何日申請」のように意匠法第60条の21第1項に規定する国際事務局（以下「国際事務局」という。）へジュネーブ改正協定第16条(1)(i)に規定する国際登録の所有権の変更の記録の請求を申請した年月日を記載する。	
	3	3 意匠権の設定の登録があつたときに交付された意匠登録証に記載された意匠の創作をした者の氏名が真実でないと認めたときは、「その他」の欄を設けて意匠の創作をした者の氏名を記載し、その事実を証明する書面を添付する。	
	4	4 その他は、様式第13の備考1から3まで、6、8、11、13から16まで及び様式第16の備考3と同様とする。	
21		様式第21（第18条の4関係）	様式第21（第18条の3関係）
	1	1 「【事件の表示】」の「【出願番号】」の欄には、「意願○○○○—○○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号の通知がされていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「【代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。国際登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【出願日】」とし「平成何年何月何日提出の国際登録出願」のように出願の年月日を記載する。審判に係属中のものについては「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け「不服○○○○—○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に、出	（新設）

願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に意匠登録出願の番号を記載する。

2 2 (略)

3 3 「【返還請求人】」の欄の「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」に国際登録出願の出願人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載するときは、国際登録出願に記載された文字と同一の文字を記載する。

4～7 4～7 (略)

8 8 その他は、様式第1の備考1から4まで、6から11まで及び13から20まで並びに様式第20の備考3、4、8及び10と同様とする。

様式第22（第18条の5関係）

【書類名】 個別指定手数料返還請求書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【返還請求人】

【住所又は居所】

【住所又は居所原語表記】

【氏名又は名称】

【氏名又は名称原語表記】

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【返還原因】

【納付済金額】

【返還金振込先】

【金融機関名】

【口座種別】

【口座番号】

1 (略)

(新設)

2～5 (略)

6 その他は、様式第1の備考1から4まで、6から11まで及び13から20まで、様式第9の備考1並びに様式第20の備考3、4、8及び10と同様とする。

(新設)

【フリガナ】

【口座名義人】

【提出物件の目録】

【物件名】

〔備考〕

- 1 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願○○○○—○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「【返還金振込先】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。
- 2 2 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る個別指定手数料を納付した者を記載する。
- 3 3 「【返還請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【返還請求人】

【住所又は居所】

【住所又は居所原語表記】

【氏名又は名称】

【氏名又は名称原語表記】

【返還請求人】

【住所又は居所】

【住所又は居所原語表記】

【氏名又は名称】

【氏名又は名称原語表記】
- 4 4 代理人によるときは本人の印（本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄並びに印）は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 5 5 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

		<u>【代理人】</u> <u>【住所又は居所】</u> <u>【氏名又は名称】</u> <u>【代理人】</u> <u>【住所又は居所】</u> <u>【氏名又は名称】</u>	
6	6	<u>「【納付済金額】」の欄には、国際事務局に納付した個別指定手数料のスイス・フラン表示の額（「スイス・フラン」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。</u>	
7	7	<u>その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、9、11、13及び16から20まで並びに様式第20の備考4、8及び10と同様とする。</u>	

意匠登録令施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行																																																																																					
1 の 2		様式第一の二（第一条の二関係） 意匠登録 第 号 <table><tr><td colspan="5">表 示 部</td></tr><tr><td>表示番号 (付記)</td><td colspan="4">登 録 事 項</td></tr><tr><td rowspan="10">1 番</td><td>出願年月日（国 際登録日）</td><td></td><td>出願番号</td><td></td></tr><tr><td>国際登録番号</td><td></td><td>意匠番号</td><td></td></tr><tr><td>査定（審決）年 月日</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="4">部 分 意 匠</td></tr><tr><td rowspan="2">優先権主張</td><td>国 名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>出願年月日</td><td></td><td>件数</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">関連意匠の関係</td><td colspan="3">本意匠の意匠登録番号</td></tr><tr><td>登録年月日</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>意匠に係る物品</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="4">登録年月日</td></tr><tr><td colspan="5">関 連 意 匠 登 録 番 号 記 録 部</td></tr><tr><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="5">甲 区</td></tr><tr><td>順位番号 (付記)</td><td colspan="4">登 録 事 項</td></tr><tr><td></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="5">乙 区</td></tr><tr><td>順位番号 (付記)</td><td colspan="4">登 録 事 項</td></tr></table>	表 示 部					表示番号 (付記)	登 録 事 項				1 番	出願年月日（国 際登録日）		出願番号		国際登録番号		意匠番号		査定（審決）年 月日				部 分 意 匠				優先権主張	国 名			出願年月日		件数		関連意匠の関係	本意匠の意匠登録番号			登録年月日			意匠に係る物品				登録年月日				関 連 意 匠 登 録 番 号 記 録 部										甲 区					順位番号 (付記)	登 録 事 項									乙 区					順位番号 (付記)	登 録 事 項				(新設)
表 示 部																																																																																								
表示番号 (付記)	登 録 事 項																																																																																							
1 番	出願年月日（国 際登録日）		出願番号																																																																																					
	国際登録番号		意匠番号																																																																																					
	査定（審決）年 月日																																																																																							
	部 分 意 匠																																																																																							
	優先権主張	国 名																																																																																						
		出願年月日		件数																																																																																				
	関連意匠の関係	本意匠の意匠登録番号																																																																																						
		登録年月日																																																																																						
	意匠に係る物品																																																																																							
	登録年月日																																																																																							
関 連 意 匠 登 録 番 号 記 録 部																																																																																								
甲 区																																																																																								
順位番号 (付記)	登 録 事 項																																																																																							
乙 区																																																																																								
順位番号 (付記)	登 録 事 項																																																																																							

		丁 区	
順位番号 (付記)	登 録 事 項		
	国 際 登 録 事 項 記 録 部		
記録番号 (付記)	登 録 事 項		

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
7	3	3 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○—○○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。 <u>国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の番号と意匠の番号を記載する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服○○○○—○○○○○」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」に出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。</u>	3 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○—○○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服○○○○—○○○○○」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」に出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。
	5	5 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。 <u>国際意匠登録出願に係る国際登録の名義人にあつては、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」及び「【住所又は居所原語表記】」の欄は設けるには及ばない。</u>	5 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
	7	7 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載しその横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者	7 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載しその横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者

		】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。<u>国際意匠登録出願に係る国際登録の名義人</u>にあつては、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、<u>国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法人にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【代表者】」の欄を設ける。）。</u>	】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。
12	4	4 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記録する。法人にあつては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。<u>国際意匠登録出願に係る国際登録の名義人</u>にあつては、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、<u>国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法人にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【代表者】」の欄を設ける。）。</u>	4 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記録する。法人にあつては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。
	11	11 その他は、様式第7の備考5、様式第9の備考2、6、8、11、15から17まで、26及び29と同様とする。	11 その他は、様式第9の備考2、<u>5</u>、6、8、11、15から17まで、26及び29と同様とする。
13	2	<u>2 「【氏名又は名称】」は自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。</u>	(新設)
	3～7	<u>3～7</u> (略)	<u>2～6</u> (略)
	8	<u>8</u> その他は、様式第9の備考2、5、6及び26並びに様式第12の備考1と同様とする。	<u>7</u> その他は、様式第9の備考2、5、6及び26並びに様式第12の備考1<u>及び4</u>と同様とする。
14	3	3 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第12の備考1並びに様式第13の備考1 <u>から3まで、6及び7</u>と同様とする。	3 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第12の備考1 <u>及び4</u>並びに様式第13の備考1 <u>、2、5及び6</u>と同様とする。
15	5	5 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26並びに様式第13の備考2、<u>3及び6</u>と同様とする。	5 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、<u>様式第12の備考4</u>並びに様式第13の備考2 <u>及び5</u>と同様とする。
16	3	3 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第12の備考1並びに様式第13の備考1 <u>から3まで</u>と同様とする。	3 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第12の備考1 <u>及び4</u>並びに様式第13の備考1 <u>及び2</u>と同様とする。

17	2	2 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、 <u>様式第13の備考2及び3</u> 、様式第15の備考1及び3並びに様式第16の備考2と同様とする。	2 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、 <u>様式第12の備考4</u> 、 <u>様式第13の備考2</u> 、様式第15の備考1及び3並びに様式第16の備考2と同様とする。
18	3	3 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、 <u>様式第12の備考1及び3</u> 、 <u>様式第13の備考2、3及び5</u> 並びに様式第16の備考2と同様とする。	3 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、 <u>様式第12の備考1、3及び4</u> 、 <u>様式第13の備考2</u> 及び5並びに様式第16の備考2と同様とする。
19	8	8 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26並びに <u>様式第13の備考2</u> と同様とする。	8 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26並びに <u>様式第12の備考4</u> と同様とする。
20	4	4 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、 <u>様式第13の備考2</u> 並びに様式第19の備考2から4まで及び7と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考4中「特許法第107条第5項ただし書」とあるのは「特許法第107条第5項ただし書及び第112条第3項ただし書」と、備考7中「特許出願人」とあるのは「特許権者」と、「備考6」とあるのは「備考3」と読み替えるものとする。	4 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、 <u>様式第12の備考4</u> 並びに様式第19の備考2から4まで及び7と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考4中「特許法第107条第5項ただし書」とあるのは「特許法第107条第5項ただし書及び第112条第3項ただし書」と、備考7中「特許出願人」とあるのは「特許権者」と、「備考6」とあるのは「備考3」と読み替えるものとする。
21	3	3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、 <u>様式第13の備考2</u> 、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場合において様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。	3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、 <u>様式第12の備考4</u> 、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場合において様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。
22	6	6 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11、15及び26、 <u>様式第13の備考2</u> 並びに様式第19の備考1及び3から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「意願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。	6 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11、15及び26、 <u>様式第12の備考4</u> 並びに様式第19の備考1及び3から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「意願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。
23	3	3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、 <u>様式第13の備考</u>	3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、 <u>様式第12の備考</u>

		<u>2</u>、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。	<u>4</u>、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。
24	5	5 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、<u>様式第13の備考2</u>並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において様式第19の備考1中「特願」とあるのは「商願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【商標登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。	5 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、<u>様式第12の備考4</u>並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において様式第19の備考1中「特願」とあるのは「商願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【商標登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。
25	2	2 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、<u>様式第13の備考2</u>並びに様式第19の備考2から4までと同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【商標権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。	2 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、<u>様式第12の備考4</u>並びに様式第19の備考2から4までと同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【商標権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。
26	2	2 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、<u>様式第13の備考2</u>並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「商願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【防護標章更新登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。	2 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、<u>様式第12の備考4</u>並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「商願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【防護標章更新登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。
27	4	4 その他は、<u>様式第7の備考5</u>、様式第9の備考2、6、11、15及び26並びに様式第12の備考1及び4と同様とする。	4 その他は、様式第9の備考2、<u>5</u>、6、11、15及び26並びに様式第12の備考1及び4と同様とする。
28	5	5 その他は、<u>様式第7の備考5</u>、様式第9の備考2、6、8、11、15から17まで及び26、様式第12の備考1及び4、様式第13の備考2並びに様式第27の備考	5 その他は、様式第9の備考2、<u>5</u>、6、8、11、15から17まで及び26、様式第12の備考1及び4、様式第13の備考2並びに様式第27の備考1と同様とする

		1 と同様とする。	
--	--	-----------	--

			。
--	--	--	---